

那加第二小学校 PTA 規約細則

第1章 役員選考委員会

- 第1条 役員選考委員会は、本年度本部役員、前年度本部役員で構成する。
- 第2条 役員選考委員長は、前年度本部役員から互選し、必要に応じ役員選考委員会を招集する。
- 第3条 役員選考委員会は、次の事項を行う。
1. 次年度本部役員の選出
 2. 各専門委員会及び学級委員会の役員選出にかかる一切の事務
 3. 選考結果を総会にて報告

第2章 本部会

- 第4条 本部会は顧問をおくことができる。顧問は校長とする。

第3章 委員とその選出

- 第5条 教職員の委員は学校側で人数および配置を協議し選出する
- 第6条 全委員（校外生活委員を除く）の選出については、各専門委員長及び学級委員長に協力を要請することができる。
- 第7条 本部役員・全委員（校外生活委員除く）の選出は、役員選考委員会が公示した期間内で行う。
- 第8条 全委員（校外生活委員除く）選出において辞退対象者は下記の者とする。
1. 本部役員経験者及びその家族
 2. 対象の子供1人につき全委員（校外生活委員除く）を2回務めた者及びその家族
 3. 対象の子供1人につき全委員（校外生活委員含む）を1回かつ各専門委員長及び学級委員長を1回務めた者及びその家族
 4. 同年度で桜丘中学校の本部役員を務める者及びその家族（当該年度のみ辞退対象）
 5. 未就園児の幼児をもつ保護者
 6. 子ども会育成協議会会長経験者及びその家族
 7. その他役員選考委員の過半数が認める者
- 第9条 各専門委員長、学級委員長、及び執行部選出（校外生活委員会を除く）において辞退対象者は下記の者とする。執行部は会則第29条及び第31条に記載する副委員長、書記、会計を指す。
1. 本部役員経験者及び、その家族
 2. 各専門委員長の経験者及び、その家族
 3. 学級委員長の経験者及び、その家族
 4. その他役員選考委員の過半数が認める者

第10条 校外生活委員会の執行部選出において辞退対象者は下記の者とする。執行部は委員長と会則第31条に記載する副委員長、書記、地区長、補欠者を指す。ただし、当該年度の免除対象者を除いた校外生活委員会の人数が執行部よりも少ない場合は、免除対象者であっても当該年度のみ選出対象となる。

1. 本部役員経験者及び、その家族
2. 各専門委員長経験者及び、その家族
3. 学級委員長経験者及び、その果説
4. 校外生活委員会の執行部経験者及び、その家族
5. その他校外生活委員会が認める者

第11条 次年度本部役員選出において辞退対象者は下記の者とする。

1. 本部役員経験者及び、その家族
2. 各専門委員長、学級委員長経験者及び、その家族
3. 子ども会育成協議会会長経験者及びその家族
4. その他役員選考委員の過半数が認める者

第12条 委員については、その専門委員長の責任において必要な人数と役割を制定し、代表委員会で承認を得て変更ができるものとする。但し、年度途中での人数の減少は認めない。

第13条 欠員ができた場合は、次のとおり直ちに補充する。

1. 本部役員が欠員になった場合は、残りの任期を考慮して欠員を補充するか、欠員のまま運営するかを選択することができる。欠員補充を行う場合は、役員選考委員会が公示期間(1か月を目安)を指定して選出を行う。公示期間内での選出ができない場合は、役員選考委員(前年度本部役員)から互選して欠員補充する。欠員のまま運営を行う場合は、欠員以外の現本部役員が当該年度の運営に支障を及ぼさないと判断したことを代表委員会に上程して承認された場合のみ、当該年度は欠員のまま運営を行うことができる。
2. 各専門委員長が欠員になった場合は、副委員長が委員長となる。
この場合において、前副委員長の会計監査の役職は継続する。
3. 学級委員長が欠員になった場合は、副学級委員長が委員長となる。
4. 会計監査が欠員となった場合は、専門委員長または学級委員長が兼任する。
5. 上記以外の委員が欠員になった場合は、補充された委員がその役職に就く。
6. 本部役員、各専門委員長、学級委員長が欠員となり、補充または繰り上がりで新たに役職に就く場合は、代表委員会での過半数による承認を得なければならない
(同数の場合は議長が決める)。

第14条 全委員は誠実に各業務の遂行に努める。全委員において、各業務の遂行、取り組み方が適切でないと認められる場合は、代表委員は当該委員へのヒアリング等を含め状況確認を行い、代表委員会にて当該委員の職務継続の可否を判断することができる。

第15条（改正） 平成15年4月25日 第10条追加

1. 平成24年4月20日 2項、3項追加
2. 平成28年4月21日 全面改訂
3. 平成30年4月20日 全面改訂
4. 平成31年4月20日 全面改訂
5. 令和2年5月15日 第12条3項追加
6. 令和3年4月19日 第11条2項追加
7. 令和5年12月26日 第4条一部改正、第11条追加
8. 令和7年9月26日 全面改訂、第10条、第14条追加